

第 2 号議案

中津川都市計画ごみ処理場の変更について

生活環境部 環境センター

中津川都市計画ごみ処理場の変更（中津川市決定）

中津川都市計画ごみ処理場中、「中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」を「中津川市環境センター」に名称を改め、次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	中津川市環境センター	中津川市大字駒場 字西山地内	約 2.8ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

市町村合併により、中津川・恵北環境施設組合が解散したため名称を変更する。

新 旧 対 照 表

【変更後】

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	中津川市環境センター	中津川市大字駒場 字西山地内	約 2.8ha	

【変更前】

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	中津川・恵北環境施設組合 ごみ処理場	中津川市大字駒場 字西山地内	約 2.8ha	

変 更 理 由 書

「中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」は、経済の高度成長と生活様式の変化に伴い排出されるごみ（特に不燃性廃棄物）を広域的に一括して処理を行い、処分地の環境を整備しながら埋立を行う目的で、面積 約 0.3ha、名称を「中津川恵那広域行政事務組合不燃性廃棄物処理場」として、昭和 47 年 3 月 29 日に都市計画決定（当初）を行いました。

その後、中津川市、恵北 6 ヶ町村（恵那郡坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村）及び長野県木曾郡山口村では、都市化の進展に伴い増大する一般廃棄物を適正に処理するため、岐阜県策定のごみ処理広域化計画に基づき、小規模な施設の集約と、ごみ処理の一層の効率化、集中処理による環境負荷の低減等、圏内のごみ処理を共同で行う目的として、「中津川・恵北環境施設組合」を設立し、面積を約 2.8ha に拡張、名称を「中津川恵那広域行政事務組合不燃性廃棄物処理場」から「中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」に改め、平成 12 年 11 月 1 日に都市計画変更を行いました。

今回の変更は、平成 17 年 2 月に恵北 6 ヶ町村と山口村が中津川市に編入合併されたことに伴い、「中津川・恵北環境施設組合」は解散し、ごみ処理場は「中津川市環境センター」として中津川市に承継されたため、名称を「中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」から「中津川市環境センター」に改めるものです。